

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年11月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800095号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年7月
② 昭和51年7月

請求期間①及び②について、標準報酬月額が間違っていると思うので、記録を見直し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は19万円と記録されているところ、請求者から提出された当該期間に係る給与明細表により、請求者は、19万円の標準報酬月額に相当する報酬の支払を受け、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、見直しは認められない。

請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は20万円と記録されているところ、請求者から提出された当該期間に係る給与明細表により、請求者の給与から控除された厚生年金保険料は、20万円の標準報酬月額に見合う保険料を上回っていることが確認できる。

しかしながら、請求期間②当時、20万円の標準報酬月額は、厚生年金保険法における最高等級（35等級）であり、これを超える標準報酬月額は制度上存在しない。